

海上保安庁警備救難部長より、領海等における外国船舶の航行に関する法律の施行に係る協力について（依頼）、のご案内について

このたび海上保安庁警備救難部長より、去る6月5日開催の国会において「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が成立し、本年7月1日から施行されることになり、別添パンフレットの内容の通り今後、領海及び内水における外国船舶による正当な理由がない停留、びよう泊、はいかい等の行為が禁止されると共に、やむを得ない理由によって停留等を伴う航行等を行う外国船舶に対し、海上保安庁への事前通報が義務付けられることとなったこと、併せて外国船舶に対する情報提供方の協力依頼がありましたのでお知らせ申し上げます。

以上

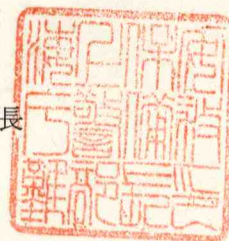
平成20年6月23日  
全国海運組合連合会



保 警 警 第 1 8 号  
平成 2 0 年 6 月 1 3 日

各 位

海上保安庁警備救難部長



領海等における外国船舶の航行に関する法律の施行  
に係る協力について（依頼）

貴台におかれましては、平素から、海上保安業務にご理解とご協力を頂き感謝致しております。

さて、去る本年6月5日、第169回通常国会におきまして、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が成立し、本年7月1日から施行されることになりました。

この法律の施行により、領海及び内水における外国船舶による正当な理由がない停留、びよう泊、はいかい等の行為が明確に禁止されるとともに、やむを得ない理由によって停留等を伴う航行等を行う外国船舶に対し、海上保安庁への事前の通報が義務付けられることとなっております。

また、海上保安庁では、円滑な海上交通を阻害しないよう配慮しつつ、この法律に違反している疑いがあると認められる外国船舶に対して、同法に基づく立入検査等の措置を実施することとしておりますが、通報をせずに禁止行為を行っている外国船舶を当庁が把握するためには、海事関係者の皆様の協力が欠かせないところです。

つきましては、別添のパンフレットにより、この法律について、貴台傘下関係者の方々に広く周知いただき、禁止行為を行っている外国船舶に係る情報提供等のご協力を賜りますとともに、外国船舶の運航に関係される方々におかれましては、当該船舶により

この法律の遵守がなされるよう、適切なご指導をよろしくお願  
い申し上げます。

